

会 議 録 (要旨)

会 議 名	平成 20 年度行政評価委員会第 1 回補助金等審査分科会
開 催 日 時	平成 21 年 1 月 23 日 (金) 午前 9 時 00 分から 11 時 36 分
開 催 場 所	役場 3 階 議会委員会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：小野委員、佐々木委員、中西委員、中山委員、平山委員、村山委員 審査参与職員：杉浦企画総務部長、中根住民生活部長、臼井福祉保健部長、 古川産業建設部長、村山教育部長 欠席者：なし 事務局：田辺企画財政課長、大井企画係長、企画係並木 説明員：20 審査-2 村山教育部長、横沢社会教育課長、鳥海郷土資料館担当主査 20 審査-3 及び 20 審査-4 臼井福祉保健部長、関根高齢者福祉課長、 古川高齢者福祉係長、石川障害福祉係長 20 審査-5 及び 20 審査-6 古川産業建設部長、栗原産業振興課長、 20 報告-1 中根住民生活部長、森田交通防災係長
報 告 事 項	なし
議 題	1 正副分科会長の互選 2 補助金等審査 3 その他
傍 聴 者	2 名
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項を記載する。)	議題 1：正副委員長の互選 行政評価委員会条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、分科会長に小野委員、副分科会長に村山委員を推薦により選任した。 議題 2：補助金等審査について 審査案件 5 件について審査を行った結果、補助金を支出する必要性を認め、町長へ行政評価委員会の意見を付して報告を行うこととした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめる。)	日程 1 開会 (事務局：田辺課長) 行政評価委員会第 1 回補助金等審査分科会を開催します。分科会長が決定するまでの間、進行を務めます。なお、本日の会議は公開となっています。また、第 1 回行政評価委員会で決定した補助金等の審査における町職員の参与について、本日出席しておりますが、審査にあたり疑義を質し、必要な説明を行うもので、賛否の意見は述べることはできないこととなります。会議次第に従い進めます。 日程 2 議題 (事務局：田辺課長) これから議題に入る前に、「会議の成立」について説明します。本日は委員全員が出席していますので、瑞穂町行政評価委員会条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、本日の委員会は成立しました。 お手元の資料を確認させていただきます。(資料確認) 議題 1「正副分科会長の互選」について、資料 1「瑞穂町行政評価委員会条例施行規則」第 4 条第 2 項により、委員の互選により正副分科会長を定めることになっています。まず、立候補する方はいらっしゃいますか。

いないようですので、どなたか推薦ありますか。

(佐々木委員) 前に、補助金等審査委員会委員をしており、経験豊富な小野委員を分科会長として推薦します。

(事務局：田辺課長) 他に推薦はありますか。ただ今小野委員の推薦をいただきましたが、分科会長をお願いすることでしょうか。

(全員了承)

(小野委員) 了承

(事務局：田辺課長) それでは、小野委員に分科会長をお願いします。では副分科会長について、推薦はありますか。

では、推薦ないようなので、分科会長に決まった小野委員どなたか推薦ありますか。

(小野委員) では、以前も私と同じ補助金等審査委員会にも携わっておられた村山委員にできればと思います。

(事務局：田辺課長) ただ今、小野委員より副分科会長に村山委員の推薦がありました。副分科会長をお願いすることでしょうか。

(全員了承)

(村山委員) 了承

(事務局：田辺課長) 分科会長に小野委員、副分科会長は村山委員に決定します。

それでは、早速ご挨拶をお願いします。

(小野分科会長) 皆さんご承知のとおり、日本でもこれから大変な不況となることが予想されます。地方自治体の予算要求にも大変な影響を及ぼすことになりそうです。本日の審査に関わる委員皆さまからは、是非活発な意見をお願いいたします。会長ということですが、経験不足から、進行については皆さまのご協力をお願いしたいと思います。

(村山副分科会長) 以前、補助金等審査委員会の委員をしておりました。力不足ではございますが、会長を補佐し、スムーズな進行を心がけたいと思います。

(事務局：田辺課長) それでは、進行を小野分科会長にお渡しする前に、各委員、審査参与職員の自己紹介をお願いします。

(委員、審査参与職員より自己紹介)

(事務局：田辺課長) それでは、ここからは小野分科会長に議事を進めていただきます。

(小野分科会長)：それでは、早速議題 2「補助金等審査」について、議題とします。事務局より説明願います。

(事務局：田辺課長) 補助金の審査ですが、今回審議案件が 5 件、報告案件が 1 件と多数あるため、時間的制約もありますが、その必要性や趣旨、方法などが適正かどうかについて委員の皆様より意見をいただくものです。

(小野分科会長) ここで、説明員を入室させます。

これより 20 審査の 2「瑞穂町文化財保存事業費補助事業」について、制度の目的や内容、予測される効果などについて説明をお願いします。

【補助金等審査案件について説明要旨】

(村山教育部長) 町の指定文化財は、平成 11 年に殿ヶ谷と石畑の山車 2 つを追加し、21 点となっています。平成 14 年 4 月に教育委員会で制定した要綱に基づき、主に火

災報知器維持管理の補助をしていました。この要綱をここで全部改正し、文化の向上に努めるものであり、2月4日の教育委員会の議案として上程を予定しています。詳細については、横沢社会教育課長から説明させます。

(横沢社会教育課長) 文化財保存事業費補助制度は文化財の保存について、町民が郷土を大切に思う心を育み、郷土史に対する認識を高めるなど、文化の向上に努めることであり、今回、保存事業に対応するため、要綱の全部改正を行うものです。

事前にいただいた質問ですが、1点目、「都及び町指定文化財のほか、神社・仏閣等町には点在していますが、指定されていない有形文化財に対する助成はあるのでしょうか、また、指定文化財の認定基準はどのようなものでしょうか。」の質問にお答えします。指定されていない有形文化財に対する補助はありません。また、町認定基準は、特に設けていませんが、「東京都文化財指定基準」に準じており、指定にあたっては文化財保護審議会で検証し、所有者の同意を得て教育委員会で決定します。

事業内容ですが、対象となるものの修理、保存施設整備、防災設備の設置など具体的に定める補助金額の限度額や補助率を今回改正後の要綱で定めるものです。補助率は50/100とします。指定文化財、指定有形民族文化財等は500万円、指定無形文化財事業は100万円までとします。所有者の負担能力によっては、補助率を引き上げる場合もあります。火災報知器維持に要する経費は従来どおり全額補助とします。補助金の必要性ですが、老朽化が進み修復等が急務となっている状況にあります。

事前にいただいた質問の2点目、「文化財の修復が急務となっているとのことですが、その状況確認等は個別に行われているのでしょうか。」の質問にお答えします。事務局、文化財保護審議委員、所有者等個別に実施しています。具体的には、神明神社のケヤキ、福正寺観音堂の「こうらん」、御嶽神社のケヤキ、吉野岳地藏堂の天井絵が急務と考えています。

(小野分科会長) ただいま説明が終わりました。それでは質問等お願いいたします。

(佐々木委員) 町の文化財が21点とのことですが、これに類した各地区での文化財らしきものがあると思いますが、それに対する町からの補助体制は考えられているのでしょうか。

(横沢社会教育課長) 現在、補助は考えていません。瑞穂町指定文化財の保存、補助からしっかりと始めていきたい。

(佐々木委員) 指定文化財の認定基準がないとのことですが、5~6年前に八雲神社の建て替えや狭山神社の屋根の改修など、数百万円から数千万円の費用がかかり、会費や寄付を募って行っていると聞いております。各地区のこのような文化財の指定はない文化財に準ずるものも認識しながら補助する体制を考えたらどうでしょうか。

(横沢社会教育課長) お話のとおり、文化財としての候補を管理者と一緒に進めていかなければなりません。まずは指定文化財からはじめていきたいと考えています。

(杉浦企画総務部長) それぞれ指定文化財の中には、町所有でなく地域や個人で持っているものもあります。補助するには条例で文化財の指定が必要となります。そ

うでない個人が持っている古いものすべて補助することになってしまうため、条例で定める範囲をどこまで広げるのかが重要となります。

(村山教育部長) 文化財を後世に残すため、補助金の見直しを図るものであり、文化財に準ずるものについては費用もかかるため、中長期的展望の中で考えていかなければなりません。

(佐々木委員) 各地区には財産管理委員会があると思いますが、そことの関係は。

(企画総務部長) 財産区からの繰出を原資とする補助金についての扱いは、他の補助と基本的に同様で、今回は条例に規定されているものを振り分ける作業です。補助金は重ねて出すことはできません。

(平山委員) 周知はどのようにしていくのでしょうか。2点目として、学校教育でどのように利用をされているのかを伺います。

(横沢社会教育課長) ホームページ等の周知とそれぞれの有形文化財等には看板で、要綱を改正し、住民に周知したいと考えます。

(村山教育部長) 2点目の教育の観点からは「私たちの瑞穂町」という社会科副読本を利用し、町の歴史に触れることで郷土愛を育み、また、社会科の中で瑞穂町の歴史に触れることもあります。

(小野分科会長) ほかに質問がないようですので、質問は終了とし、説明員は退席をお願いいたします。

(説明員退席)

(小野分科会長) これより、各委員から賛成・反対等のご意見を、簡単な理由をそえをお願いします。

【各委員からの意見聴取要旨】

(小野分科会長) 意見を整理しますと、

1. 郷土や文化の大切さの認識を深めるために必要
 2. 個人所有の修復には多額の費用がかかるため必要
- 以上のような理由となります。

それでは、以上のことから、本制度により補助金を支出することは適正であるとし、

1. 各地区の文化財の見直しを進めていただくこと
2. 公平性を保てるように工夫すること
3. 長期的な視点を持つこと を付帯意見として加えることでいかがでしょうか。

この結果につきまして、行政評価委員会の意見として、町長に報告いたします。

(小野分科会長) それでは、続きまして審査事項、20 審査の 3「瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助事業」及び 20 審査の 4「瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成事業」について、ここで、説明員を入室させます。田中福祉課長が公務出張のため、石川障害福祉係長、関根高齢者福祉課長、古川高齢者福祉係長の入室をお願いします。なお、臼井福祉保健部長についても説明員とします。

まず、20 審査の 3「瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助事業」から、制度の目的や内容、予測される効果などについて説明をお願いします。

【補助金等審査案件について説明要旨】

(臼井福祉保健部長) 平成 16 年 3 月 31 日の東京都火災予防条例の改正により、新築住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化され、既存住宅にも平成 22 年 4 月より

設置が義務化されることから高齢者及び障がい者を対象に設置費の軽減負担を図るものです。詳しくは関根高齢者福祉課長より説明させます。

(関根高齢者福祉課長) 消防法により平成 22 年 4 月より既存住宅にも火災警報器がすべての部屋への設置が義務付けられることになっており、町内在住で平成 21 年度市町村民税が非課税の世帯のうち、65 歳以上の高齢者のみの世帯、生活保護世帯、心身障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている方がいる世帯、東京都愛の手帳 1 度又は 2 度の交付を受けている方がいる世帯、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方がいる世帯、中国残留邦人支給給付を受けている世帯のいずれかに該当する世帯が対象となります。

住宅用火災警報器の購入経費又は取付費のうち 7 千円を上限とし 1 世帯 1 回に限り補助するものです。

(小野分科会長) ただいま説明が終わりました。それでは質問等お願いいたします。

(佐々木委員) 高齢者及び障がい者への補助とのことですが、一般家庭にまで拡張できるように検討していただけないでしょうか。

(臼井福祉保健部長) この火災警報器の助成は、平成 21 年 4 月からの 1 年間の設定となっています。近隣市町村も同じです。

(杉浦企画総務部長) 一般の家庭にもとのことですが、内部でも話が出ましたが、限られた財源ですので、財政的に全ての方への提供は難しいと考えます。

(佐々木委員) それでは、斡旋の予定はいかがでしょうか。

(中根住民生活部長) 特に斡旋の予定はありません。平成 22 年度から義務化されることから広報やホームページにて住民へ周知します。

(平山委員) 補助について、領収書の日付は平成 21 年 4 月 1 日から終わりは、3 月 31 日までですか。工期が 4 月に入ってからの領収書ではだめなのでしょうか。

(関根高齢者福祉課長) 取り付けはそれほど難しいものではありませんが、電気配線を伴うものなどであれば、業者でないと難しいものもあるため、契約書などで確認をするなど柔軟に対処します。

(村山委員) 補助の対象ですが、要介護認定、寝たきり老人など対象となりますか。

(関根高齢者福祉課長) 介護保険を使われている方でも世帯全員が非課税であれば対象となります。

(杉浦企画総務部長) ベッドで寝たきりの場合、身体障害者認定も同時に行っているため、手帳を持っていればそういう方も対象となります。

(小野分科会長) ほかに質問がないようですので、引き続き審査事項 20 審査の 4「瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成事業」について、制度の目的内容、予測される効果などについて説明をお願いします。

【補助金等審査案件について説明要旨】

(関根高齢者福祉課長) 平成 18 年度より自立支援法が施行され、障がいの種別に限らず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、その仕組みを一元化しました。先ほどの火災警報器と同様、福祉施策として生活弱者である対象者世帯への下水道使用料の基本料金相当額を助成し、経済的負担を軽減するものです。

また、事前にいただいていた質問で、「火災警報器」への補助事業対象者は 65 歳以上で、当該審査対象は 75 歳以上ですがその基準はどのように設定したのかという

ことですが、火災警報器については、早急な対応を必要としており、対象についても幅広くする必要があったためです。下水道料金の補助については、負担軽減を救済する目的であり、財政面も鑑み、今後も継続する事業であるため75歳としております。

(小野分科会長) ただいま説明が終わりました。それでは質問等お願いいたします。

(村山委員) 水道料金下水道料金の両方ですか。

(関根高齢者福祉課長) 水道料金は、都の水道局となります。事業としては、水道の使用量に対し下水道料金の設定がありますが、下水道料金のみが対象となります。

(村山委員) 羽村市のホームページを見ましたが、水道、下水道の基本料金としていたようですが。

(臼井福祉保健部長) 羽村市の水道事業は東京都ではなく、独自に羽村市で事業化しています。他には昭島市がありますがそれ以外、すべて水道事業は東京都です。

(小野分科会長) ほかに質問はございますか。ないようですので質問を終了とし、説明員は退席をお願いいたします。

(説明員退席)

(小野分科会長) これより、各委員から賛成・反対等のご意見を、簡単な理由をそえお願いします。まずはじめに、審査事項20審査の3「瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助事業」についてです。

【各委員からの意見聴取要旨】

(小野分科会長) 意見を整理しますと、

1. 高齢者、障がい者の生活は不安定であり必要
 2. 住民が安心して暮らせるために必要
- 以上のような理由となります。

それでは、以上のことから、本制度により補助金を支出することは適正であるとし、「対象を広げること考えるべき」を付帯意見として加えることでいかがでしょうか。この結果につきまして、行政評価委員会の意見として、町長に報告いたします。

引き続き、審査事項20審査の4「瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成事業」についてです。

【各委員からの意見聴取要旨】

(小野分科会長) 意見を整理しますと、

- 高齢者や障がい者への生活のため、補助は必要
- 以上のような理由となります。

それでは、以上のことから、本制度により補助金を支出することは適正であるとしていかがでしょうか。この結果につきまして、行政評価委員会の意見として、町長に報告いたします。それではここで暫時休憩とします。

(休憩)

(小野分科会長) それでは、休憩前に引き続き、審査事項、20審査の5「瑞穂町住宅改修等補助事業」及び20審査の6「瑞穂町中小企業信用保証料補助事業」について、栗原産業振興課長の入室をお願いします。なお、古川産業建設部長についても説明員とします。

まずはじめに、20審査の5「瑞穂町住宅改修等補助事業」について、制度の目的

や内容、予測される効果などについて説明をお願いします。

【補助金等審査案件について説明要旨】

(古川産業建設部長) 事前に頂いた質問内容をいただいておりますが、過去の実績については、資料6の付属資料をごらんください。町では平成14年から18年までの5年間、リフォーム資金補助制度を実施し、402件、計2,274,100円補助しており、これに伴い施行金額629,016,226円の工事が発生し、22.7倍の経済効果がありました。詳しい内容については、栗原産業振興課長より説明させます。

(栗原産業振興課長) 1年間の補助事業とします。補助を受ける資格として、町内に住所があり、申請日に居住し引き続き居住する方、町税の滞納のない方、過去同様の補助を受けていない方。補助対象として、個人住宅改修工事、併用住宅における個人住宅部分の改修工事、集合住宅における個人住宅部分の改修工事、バリアフリー対応型改修工事及び通路面の変更です。

(小野分科会長) ただいま説明が終わりました。それでは質問等お願いいたします。

(佐々木委員) 今回の予算については、50件分となっていますが、過去の実績と補助金額が変わらないのはどうしてでしょうか。

(栗原産業振興課長) 改修工事には100万円以上かかるものとし、その補助の上限10万円×50件の予算を見込んでいます。従来の実績では補助率5%の算定であったためです。

(中山委員) 平成14年から18年が5%、今年度から増えるのでしょうか。

(古川産業建設部長) 中小企業信用保証料の限度額を10万円としており、今度は個人への補助となりますが、このような経済状況なので検討した結果、同額の限度額が良いとのことになりました。

(佐々木委員) 2点質問します。補助の必要性で、町内建築業者の経営の安定をうたっていますが、町内以外で事業を行っている所についてはどうでしょうか。平成19、20年度同様の補助はあったのでしょうか。

(古川産業建設部長) 町にある工務店は166件、町と企業者の雇用の確保等を考えて、町の工事に伴うものについて補助するものです。平成14年度から本来は3年間の補助事業でしたが、要望が多く平成17・18年度も延長しました。平成18年度で目標達成とし、H19・20は実施ありません。

(佐々木委員) 住環境の整備は事業的には変化あってもよいと思うが、他の町外事業者の建築についての補助は無理なのでしょうか。

(古川産業建設部長) 町の経済的な効果を考えると、町外業者ですと税金が入りません。今回の補助事業については、急な対策を打つものなので、町の事業者の安定ということに絞って考えております。

(中山委員) 資格の「引き続き居住する方」の定義はあるのでしょうか。また建築業界だけに絞られているため他の業種の方から意見等はないのでしょうか。

(古川産業建設部長) 改修して価値を高め売ってしまうケースも考えられなくないため、住環境を良くしそのまま居住していただきたい。

(栗原産業振興課長) 2点目の建築業界の振興を図ることについて、建築業界への補助ではなく、住民への補助であること。不況対策と雇用対策をメインに事業を行います。他の業種では、建築関係166件のうち、建具、サッシ、クロス、畳、塗装、電気、ガ

ス、空調、板金等業種があるため、幅広く対応できると考えています、
(中西委員) 町で行っている防音工事の補助に付帯して一緒に行うこともあると思いますが。

(古川産業建設部長) 防音工事については、一緒に出てくるものもあると思われます。防音工事の補助事業は国であり、防音工事対象外の別部屋や段差解消の改修工事についてはこの補助で行えます。

(平山委員) 100年に一度の不況といわれているが、補助が10万円が上限とのことなので、であればもう少し枠を増やすことはできないのでしょうか。

(杉浦企画総務部長) 来年度の町の予算編成で、各課から要求がありますが、町の収入予定額と歳出との乖離が大きく、現在地方債や国補助を探したりしながら、編成作業を行っています。苦しい中で経済対策を考えていく上では範囲を広げるのではなく、地域活性化を促す方向を目指したものです。

(古川産業建設部長) 現在50件で予測をしていますが、多くの利用者がいれば当然考えていきたいと思えます。

(杉浦企画総務部長) 目的は地域経済の活性化にあり、地域の住民が利用すればその目的を達成できると考えます。姿勢としては是非引き続き居住していただきたいという姿勢を表すものです。他業種、主に公共事業では、町で発注するものは入札を基本としますが、町外に発注の機会を設けています。今回は補助金として町内と限定しています。

(村山委員) 不況による雇用対策、町民の財産を守る観点から耐震改修などは考えられなかったのでしょうか。

(古川産業建設部長) 耐震も考慮しております。今の木造住宅の耐震は壁の構造から、筋交い補強程度となってしまう、内装等の工事が入れれば改修の中で行われた工事として考慮したい。基礎までの工事は対象としない方針です。

(小野分科会長) それでは、質問もないようですので、次の審査事項20審査の6「瑞穂町中小企業信用保証料補助事業」について、制度の目的や内容、予測される効果などについて説明をお願いします。

【補助金等審査案件について説明要旨】

(古川産業建設部長) 12月11日の行政評価委員会で、お諮りいただいた補助事業で、緊急支援策として平成21年3月31日までとしていたものですが、今年度の実績を踏まえ、来年度もこのような経済状況が続くであろうことから平成21年度も引き続き実施したいと考えます。

(栗原産業振興課長) 緊急性を要する本補助については、平成21年度300社を予定しております。

(小野分科会長) ただいま説明が終わりました。それでは質問等お願いいたします。

(中西委員) 広報の方法は。

(栗原産業振興課長) 金融機関を通して、町内ではあおしん、たましん等でPR。商工会から事業所に通知しています。

(小野分科会長) ほかに質問はございますか。ないようですので質問を終了とし、説明員は退席をお願いいたします。

(説明員退席)

(小野分科会長) これより、各委員から賛成・反対等のご意見を、簡単な理由をそえ
お願いします。まずはじめに、審査事項 20 審査の 5「瑞穂町住宅改修等補助事業」
についてです。

【各委員からの意見聴取要旨】

(小野分科会長) 意見を整理しますと、

1. 雇用の促進や、町の税収の安定など相乗効果が期待できること
 2. 緊急対策、雇用対策が図れること
- 以上のような理由となります。

それでは、以上のことから、本制度により補助金を支出することは適正であると
し、「建築関係業界だけに特化することについて、住民への説明責任が果たされるこ
と」を付帯意見として加えることでいかがでしょうか。この結果につきまして、行
政評価委員会の意見として、町長に報告いたします。

引き続き、審査事項 20 審査の 6「瑞穂町中小企業信用保証料補助事業」について
です。

【各委員からの意見聴取要旨】

(小野分科会長) 意見を整理しますと、

1. この経済状況がこのまま続くと思われるため
 2. 企業の活性化のための手段として必要
 3. 中小企業への緊急対策として必要
- 以上のような理由となります。

それでは、以上のことから、本制度により補助金を支出することは適正であると
することでいかがでしょうか。この結果につきまして、行政評価委員会の意見とし
て、町長に報告いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項、20 報告の 1、「瑞穂町家具転倒防止
器具助成事業」について森田交通防災係長の入室をお願いします。なお、中根住民
生活部長も説明員といたします。

それでは、20 報告の 1「瑞穂町家具転倒防止器具助成事業」について、制度の目
的や内容、予測される効果などについて説明をお願いします。

【補助金等審査案件について説明要旨】

(中根住民生活部長) この事業は、東京都市長会で東京都の多摩地区と島嶼におい
て実施するもので財源は 20 億円です。家財道具等の転倒により多数の死傷者の発生
が危惧されるため、こうした震災時の被害軽減を目的としています。

助成内容として、町に住所があり、器具の支給を希望する世帯で 1 世帯 15,000 円
を上限とします。また、高齢者や障がい者のうち希望者へは 1 世帯 6,000 円を上限
に取り付けを行います。実施年度は平成 21 年度より 23 年度までの 3 年間で、平成
21 年度は、この助成金を財源として、約 200 世帯へ器具の助成を行うことを目標と
しています。また、3 年間で全世帯数の 5%を目標としています。

(小野分科会長) ただいま説明が終わりました。それでは質問等お願いいたします。

(佐々木委員) 器具はどのようなもので、取り付けは簡単なのでしょうか。

(中根住民生活部長) 例えば、器具は筆笥の上につける商品名「マグニチュード」
などがあり、現在高齢者福祉課において、高齢者と障がい者へ助成を行っているもの

です。器具は同じようなものを考えています。取り付けについては、必要であれば商工会などをお願いすることを考えています。

(中西委員) 種類の選択は事前にパンフレットなどを配布するのでしょうか。また、もらうだけもらう人も出てくると思われるため、器具を取り付けたかどうかの確認はするのでしょうか。

(中根住民生活部長) 今までのノウハウがあるので、器具の種別については考慮します。また、取り付けについては、今回配付することが主であり、活用について再調査は考えていません。

(中山委員) 3年間で総世帯の5%が目標とのことですが、申し込み順だとしたら、若い人でインターネット利用できる方が有利というのはどうなのでしょう。

(中根住民生活部長) 全市町村 39 団体への支出しますので、この中から算出した率 5%となります。当初 450 万円となります。

(杉浦企画総務部長) 制度の経緯として、都内は耐震対策を行うことになっており、多摩市町村では、瑞穂町が実施している家具転倒防止器具の助成がいいという話から始まったものです。お金があれば対象を広くして行えば良いのですが、この原資の中で行うこととなったものです。

(村山教育部長) 「マグニチュード」は1つの価格はいくらでしょうか。

(中根住民生活部長) S、M、Lとあり、1つ3,500円前後です。

(平山委員) この制度は、市長会から支出された原資を使い切るという解釈でよろしいでしょうか。

(中根住民生活部長) 町から予算計上しますが、同額が歳入として入ってくるものです。

(企画総務部長) 予算の話で恐縮ですが、どうしても入ってくる財源を考えなくてはなりません。できる限り皆様にご理解を得ながら進めていきたいと考えています。平成 21 年度予算を議会に諮り、公共事業を前倒して、予算の範囲内でできる限り仕事を進めたいと考えています。

(小野分科会長) 他に質問がないようですので、本件は報告事項となっておりますので、以上で終了いたします。ここで、森田交通防災係長には退席をお願いいたします。

(説明員退席)

(小野分科会長) それでは、本日の審査・報告事項については全て終了しました。議題3「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(田辺企画財政課長) それでは本日審査いただきました5つの案件について、早速報告書の作成に取り掛かり、委員の皆様にご提示させていただいた後、必要な訂正を加えて、行政評価委員会の意見として、町長に報告させていただきます。

(小野分科会長) 他に意見はありますか。

ないようですので、本日予定した全ての議題は終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり、大変お疲れ様でした。これをもちまして瑞穂町行政評価委員会第1補助金等審査分科会を終了いたします。

閉会 午前 11 時 36 分